

# 児童扶養手当

## を ご存知ですか？ （父子家庭の方もご覧ください！）

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭など）

の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

### ◆支給要件

次の①～⑧のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）しているひとり親家庭の父・母または両親にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい

算の対象になっていない児童

- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が一年以上遺棄（連絡がとれず児童の養育を放棄していること）している児童
- ⑥ 父または母が一年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻せずに生まれた児童
- ⑧ 母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童

ただし、次のような場合には手当は支給されません。

- ・ 父または母、児童の住所が日本国内にないとき
- ・ 父または母、児童が公的年金を受けられる場合で、この給付の発生日から6年を経過していないとき
- ・ 児童が父または母に支給される公的年金の加算の対象になっていないとき
- ・ 児童が里親に委託されているとき

所得制限限度額表

扶養人数	受給資格者本人		《扶養義務者》 所得制限額
	全部支給 所得制限額	一部支給 所得制限額	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します）  
 所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額など）＋養育費の8割相当額－諸控除－8万円（社会保険料相当額として一律8万円とします）

とき

- ・ 父または母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）に養育されているとき
- ・ 児童が児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき

### ◆手当の支給

受給資格者（ひとり親家庭の父・母など）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

※受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者（住民票を世帯分離している場合も含む）の所得が、所得制限額以上になると全部支給停止になることもありま

【支給対象児童1人の場合】

- ・ 全部支給  
↓月額4万1720円
- ・ 一部支給（所得により変動）  
↓月額4万1710円  
（9850円）

【支給対象児童2人以上の場合】

全部支給・一部支給ともそれぞれ右記の金額に、第2子については5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。

### ◆手当を受給するためには

児童扶養手当を受給するには、市役所児童福祉課で申請手続きが必要です。手当の支給は、申請の翌月からとなります。（※必要書類など全てがそろった日を申請日としますのでご注意ください）

ただし、父子家庭の方については平成22年8月1日から制度改正により新たに支給対象となったことに伴い、平成22年8月1日より前に支給要件に該当されていた方については、以下の経過措置が適用されます。

- 平成22年11月30日までに申請したとくと、次の取り扱いとなります。
- ・ 平成22年7月31日までに支給要件に該当している方  
↓11月30日までに申請をすれば「8月分」から支給されます。
- ・ 平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方  
↓11月30日までに申請をすれば「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- ※8月～11月分が支給されるのは12月です。
- 11月30日を過ぎると、父子家庭の方の手当も「申請の翌月分」からの支給になります。期限が近づいておりますので早急にご手続きをしてください。

### ◆申請手続きに必要なものは

申請にあたっては、父または母および児童の戸籍謄本（抄本）などが必要になります。詳しくは児童福祉課までお問い合わせください。

問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎58  
21111（内線1162）